

被扶養配偶者が人間ドックを受診されたときは、

## 「被扶養配偶者人間ドック助成」を御利用ください

令和4年度中に、次の年齢に達する被扶養配偶者に、人間ドック健診費用のうち 30,000 円を限度として助成します。

【該当年齢】 40 歳, 45 歳, 50 歳, 55 歳, 60 歳

(令和4年4月1日～令和5年3月31日までの期間に達する満年齢)

【助成額】 30,000 円 (令和4年度1回限り)

(注意点)

- 人間ドック健診費用 (オプション検査等は除く。) が、30,000 円を超えている場合に限りです。
- 受診期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日
- 請求方法：人間ドックを受診された後に、「被扶養配偶者人間ドック助成金請求書」に、領収書を添付して提出してください。

※ 「被扶養配偶者人間ドック助成金請求書」は、互助組合ホームページ (<http://www.gojo.or.jp/>) からダウンロードしてください。

## 育児サポート事業 育児誌『赤ちゃん和妈妈』の名前が変わりました！

本年度から、育児サポート事業で取り扱っている育児誌名が、『赤ちゃん和妈妈』から『赤ちゃんと！』へと変更となりました。

赤ちゃんが誕生されたら、御希望の方に、育児誌『赤ちゃんと！』を御自宅にお送りしています。組合員の方からも御好評いただいていますので、赤ちゃんと御家族の生活に、ぜひ御活用ください。

【対象者】 出産した組合員本人又は配偶者 (被扶養者に認定されていない配偶者も対象になります。)

(※ 夫婦で組合員の場合は、どちらか一方の組合員で提出してください。)

【申請方法】 「育児サポート事業申請書」を出産後6ヶ月以内に提出してください。

(※ 申請書は、互助組合ホームページからダウンロードしてください)



赤ちゃんとのコミュニケーション

月刊「赤ちゃんと！」1年間で12冊届きます。ママ、パパにとっても役立つ育児情報満載です！！

「お医者さんにかかるまで」初回に届きます。病気の症状別に家庭でできる処置等が掲載されています。

